

○甲州市B&G海洋センター設置及び管理条例施行規則

平成17年11月1日

教育委員会規則第26号

改正 平成20年2月27日教委規則第9号

平成26年12月24日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲州市B&G海洋センター設置及び管理条例（平成17年甲州市条例第153号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の手續等)

第2条 甲州市B&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、使用料を前納し、B&G海洋センター利用券（様式第1号）又はB&G海洋センター回数利用券（様式第2号）の交付を受け、職員又は教育委員会が指定する者（以下「職員等」という。）に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第3条 条例第8条第2項の規定による使用料の減額又は免除（以下この条において「減免」という。）は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める割合により行うものとする。

(1) 市又は教育委員会が主催する行事に利用するとき 100分の100

(2) 市内の小中学校が児童又は生徒の教育を目的として利用するとき 100分の100

(3) 市内の保育所又は幼稚園が保育又は教育を目的として利用するとき 100分の100

(4) その他教育委員会が特に必要と認めるとき 100分の50

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、B&G海洋センター使用料減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請を承認したときは、B&G海洋センター使用料減免承認書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を厳守すること。
- (2) 許可を受けないで所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品を販売し、若しくは販売の目的で物品を展示し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 自動車等を所定の場所以外へ乗り入れをし、又は駐車しないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、職員等の指示する管理上必要な事項  
(職員)

第5条 海洋センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) インストラクター
- (3) その他の職員

2 所長は、上司の命を受けて海洋センターを管理し、及び職員を指揮監督する。

3 インストラクターは、上司の命を受けて海洋スポーツの指導及び担任の事務を処理する。

4 職員は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

(指定管理者に関する読替え等)

第6条 条例第11条第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句                    | 読み替える字句  |
|---------|------------------------------|--|
| 第2条     | 甲州市B&G海洋センター(以下「海洋センター」という。) | 甲州市塩山B&G海洋センター(以下「塩山海洋センター」という。)又は甲州市勝沼B&G海洋センター(以下「勝沼海洋センター」という。) |
|         | 使用料                          | それぞれ利用料金   |
|         | B&G海洋センター回数利用券               | 塩山海洋センターにあっては、B  |

|           |                   |   |
|-----------|-------------------|---|
|           |                   | &G海洋センター回数利用券                                 |
|           | 教育委員会             | 指定管理者(条例第11条第1項に規定する教育委員会が指定した指定管理者をいう。以下同じ。) |
| 第3条第1項    | 第8条第2項            | 第14条第4項                                       |
|           | 使用料               | 利用料金  |
| 第3条第1項第4号 | 教育委員会             | 指定管理者   |
|           | 認める               | 認め、教育委員会の承認を得た                                |
| 第3条第2項    | 使用料               | 利用料金  |
|           | B&G海洋センター使用料減免申請書 | B&G海洋センター利用料金減免申請書                            |
|           | 教育委員会             | 指定管理者   |
| 第3条第3項    | 教育委員会             | 指定管理者   |
|           | B&G海洋センター使用料減免承認書 | B&G海洋センター利用料金減免承認書                            |
| 第5条       | 海洋センター            | 塩山海洋センター及び勝沼海洋センター                            |
| 様式第2号     | 甲州市教育委員会          | 指定管理者   |
|           | 甲州市B&G海洋センター      | 甲州市塩山B&G海洋センター                                |
| 様式第3号     | B&G海洋センター使用料減免申請書 | B&G海洋センター利用料金減免申請書                            |
|           | 甲州市教育委員会          | 指定管理者   |
|           | 使用料               | 利用料金  |
| 様式第4号     | B&G海洋センター使用料減免承認書 | B&G海洋センター利用料金減免承認書                            |

|  |          |       |
|--|----------|-------|
|  | 甲州市教育委員会 | 指定管理者 |
|  | 使用料      | 利用料金  |

(周知)

第7条 指定管理者は、条例第11条第2項又は第14条第3項の規定により、開館時間、休館日又は利用料金について変更するときは、あらかじめその旨を周知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の塩山市B&G海洋センターの管理及び運営に関する条例施行規則（平成8年塩山市教育委員会規則第7号）又はB&G財団勝沼海洋センターの管理に関する規則（昭和59年勝沼町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年2月27日教委規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

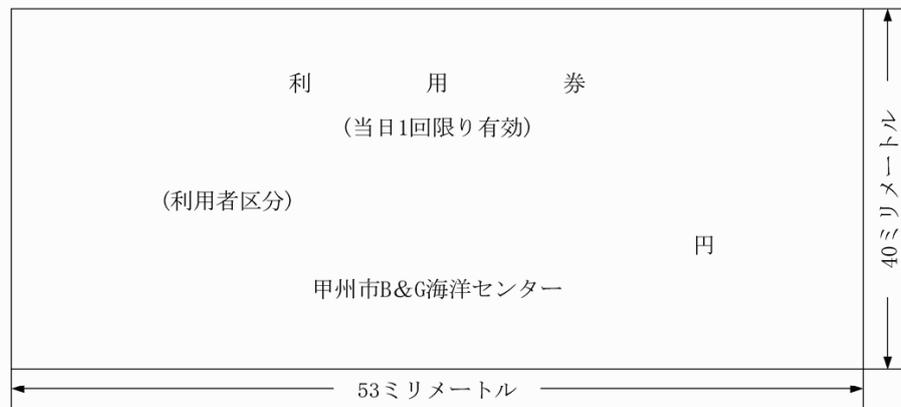
(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の甲州市B&G海洋センター設置及び管理条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の甲州市B&G海洋センター設置及び管理条例施行規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年12月24日教委規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)



様式第2号(第4条関係)

|                                     |         |
|-------------------------------------|---------|
| No.                                 |         |
| B&G海洋センター回数利用券                      |         |
| (利用者区分)                             |         |
| 使用料(11枚つづり)                         | 円       |
| 利用期間                                | 月から 月まで |
| 注 意 事 項                             |         |
| 1 この使用券1枚で、1人1回利用できます。              |         |
| 2 利用者は、係員にこの券を提示してください。             |         |
| 3 プールが満員の場合は、利用できません。               |         |
| 4 この券は、払戻し又は通貨との交換はいたしません。          |         |
| 5 この券の汚損、紛失等によって生ずる損害に対し、補償はいたしません。 |         |
| 甲州市教育委員会                            |         |
| 回 数 利 用 券<br>(1人1回限り)               |         |
| (利用者区分)                             |         |
| 円                                   |         |
| 甲州市B&G海洋センター                        |         |

53ミリメートル

40ミリメートル

様式第3号(第5条関係)

B&G海洋センター使用料減免申請書

年 月 日

(あて先)甲州市教育委員会

申請者 住 所  
代表者 団体名  
氏 名  
電 話

甲州市B&G海洋センター使用料の減額(免除)を次のとおり申請します。

|                    |                 |                |              |
|--------------------|-----------------|----------------|--------------|
| 団 体 名              |                 |                |              |
| 利 用 目 的            |                 |                |              |
| 利 用 日 時            | 年 月 日 時 分 ~ 時 分 |                |              |
| 利 用 人 数            | 男 人 女 人 計 人     |                |              |
| 使 用 料<br>及 び 減 免 額 | 使 用 料 ※<br>円    | 減額又は免除額 ※<br>円 | 納 入 額 ※<br>円 |
| 理 由                |                 |                |              |

※印の欄は、記入しないでください。

様式第4号(第5条関係)

B&G海洋センター使用料減免承認書

年 月 日

様

甲州市教育委員会



甲州市B&G海洋センター使用料の減額(免除)を承認します。

|                    |                 |                      |              |
|--------------------|-----------------|----------------------|--------------|
| 団 体 名              |                 |                      |              |
| 利 用 目 的            |                 |                      |              |
| 利 用 日 時            | 年 月 日 時 分 ~ 時 分 |                      |              |
| 利 用 人 数            | 男 人 女 人 計 人     |                      |              |
| 使 用 料<br>及 び 減 免 額 | 使 用 料<br>※ 円    | 減 額 又 は 免 除 額<br>※ 円 | 納 入 額<br>※ 円 |
| 理 由                |                 |                      |              |

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)